

労災上乗せ保険のご案内 <労働災害総合保険>

労災上乗せ保険とは

従業員が業務上または通勤途上の災害によって身体に障害（死亡・後遺障害を含みます。）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、事業主（補償の対象となる方をいいます。以下「被保険者」といいます。）が法定外補償規定等に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことにより被る損害を補償する保険です。

①東社協会員施設・事業所の皆さまのための制度

- この保険は社会福祉法人東京都社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
団体労働災害総合保険の加入資格者は、東京都社会福祉協議会の会員施設・事業所で、政府労災保険等に加入されている施設・事業所に限ります。
- 労働災害について労使間で生じる紛争を防ぎ、労使関係の安定に役立ちます。
- 万一の際の補償費用が保険料という形で予算化できるため、経営の安定に役立ちます。
また、保険料は全額損金に算入できます。（平成 28 年 4 月現在）

②一般で加入する保険料より約 64%割引

- この団体契約に加入されるすべての加入者共通の割引（*）として、割引が適用されない場合と比べて保険料が約 64%割引となります。
* 割引率は保険料および過去の損害率により変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変更となる場合があります。

③無記名方式で簡単

無記名方式ですから、途中で従業員の異動等があっても事務処理が簡単です。

④使用者賠償責任補償もラインナップ

過労死・精神疾患など使用者としての損害賠償責任を問われるケースも増加しています。

高額な賠償金も保険で安心サポート！

* 使用者賠償責任保険では、業務起因性があると認められ、政府労災保険等で給付が決定した場合に、補償の対象となります。

保険の対象となる被用者の範囲

年令制限がなく、政府労災保険等で給付を受けることができるすべての従業員（臨時雇用、パートを含む）を補償の対象とします。

保険期間

平成 28 年 7 月 1 日午後 4 時～平成 29 年 7 月 1 日午後 4 時まで 1 年間

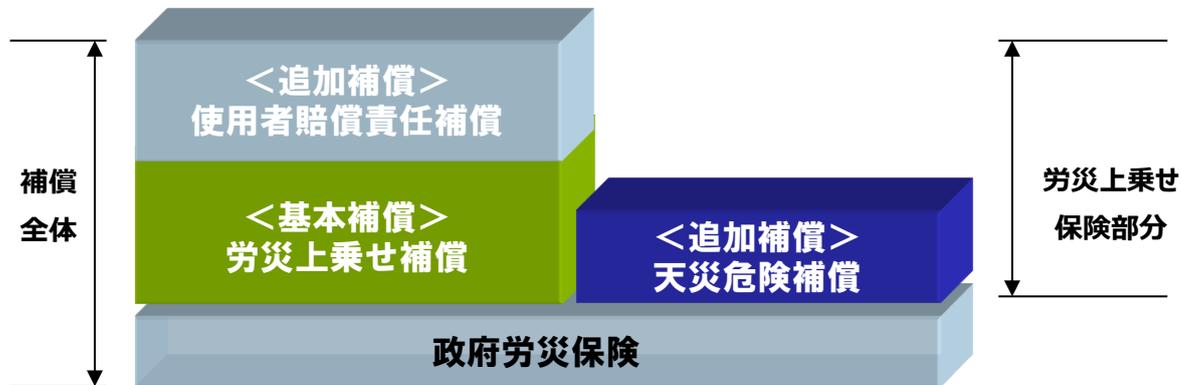
※新規加入の場合、保険始期は平成 28 年 7 月 1 日午前 0 時からとなります。

申込締切：平成 28 年 6 月 16 日（木）

※平成 28 年 6 月 17 日以降の申込みおよび保険料振込みにつきましては、中途加入扱いとなり、7 月 1 日からの保険開始となりません。

「労災上乗せ保険」の概要

- この保険は「<基本補償> 労災上乗せ補償」の他に「天災危険補償」「使用者賠償責任補償」の2つのプランを任意で選択できます。
- 「天災危険補償」は、基本補償では対象外の地震・噴火・津波によって発生した労働災害に関して、基本補償で設定した支払限度額の50%の額をこの特約の限度額として設定し、保険金をお支払する特約です。



補償金額・保険料について

労災上乗せ補償<基本補償>		
補償内容	基本契約	通勤災害
死亡による補償保険金	1,500万円	750万円
後遺障害に対する補償保険金	1級	650万円
	2級	600万円
	3級	500万円
	4級	450万円
	5級	400万円
	6級	350万円
	7級	300万円
	8級	250万円
	9級	200万円
	10級	150万円
	11級	100万円
	12級	65万円
	13級	45万円
	14級	30万円
休業補償保険金	2,000円	2,000円

天災危険補償<追加補償>
上乗せ労災保険の各補償保険金額 (基本契約・通勤災害・休業補償保険金) の 50%の額

使用者賠償責任補償<追加補償>	
被災労働者1名につき 支払限度額 2,000万円	1労働災害につき 支払限度額 1億円

中途加入について

施設の新設等により、新たに加入する必要が生じた場合には、中途加入ができます。

中途加入の効力発効日は、中途加入手続き終了後（各月 20 日まで）の翌月 1 日になります。

保険料については以下の「中途加入による保険料表」をご参照ください。

●中途加入による保険料表（加入日の前月 20 日が加入申込締切です。）

加入日	期間	Aプラン	Bプラン	A Cプラン	B Cプラン
8月1日	11ヶ月	1,790円	3,150円	2,360円	3,720円
9月1日	10ヶ月	1,630円	2,870円	2,140円	3,380円
10月1日	9ヶ月	1,460円	2,580円	1,930円	3,050円
11月1日	8ヶ月	1,300円	2,290円	1,710円	2,710円
12月1日	7ヶ月	1,140円	2,010円	1,500円	2,370円
1月1日	6ヶ月	980円	1,720円	1,290円	2,030円
2月1日	5ヶ月	810円	1,430円	1,070円	1,690円
3月1日	4ヶ月	650円	1,150円	860円	1,350円
4月1日	3ヶ月	490円	860円	640円	1,020円
5月1日	2ヶ月	330円	570円	430円	680円
6月1日	1ヶ月	160円	290円	210円	340円

ココロとカラダの安心メニュー

労災上乘せ保険にご加入いただいた会員様の従業員と人事労務ご担当者向けのサービスです。

○従業員向け

メンタルヘルス相談サービスやその他日常の相談サービスをご提供します。

○人事労務ご担当者向け

コンサルタントによるサポートサービス等をご提供します。

※サービス内容につきましては、別紙をご参照ください。

このサービスのご利用を希望される場合は、引受幹事保険会社へのお申込みが必要となります。

労災上乘せ保険加入申込票の「ココロとカラダの安心メニュー利用希望」欄にてお申込みいただくか、引受幹事保険会社までご連絡をお願いします。

<基本補償> 労災上乗せ補償（法定外補償条項）

この保険は、従業員（以下「被用者」といいます。）が業務上または通勤途上の災害により身体に障害（後遺障害、死亡を含みます。）を被ったことにより政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、事業主が法定外補償規定等に基づき政府労災保険等の上乗せ補償金の支払責任を負うことにより被る損害を補償します。

お支払いする保険金

生命保険や傷害保険から受け取る保険金に関係なく、ご加入金額にしたがって保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

(1) 死亡に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害によって死亡した場合にお支払いする保険金です。

(2) 後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害によって後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

(3) 休業に対する法定外補償保険金

被用者が業務上または通勤途上の災害による負傷によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（注1）については、保険金を支払いません。

① 保険契約者もしくは被保険者（注2）またはこれらの事業場の責任者の故意

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（「天災危険補償特約」をセットすることにより、補償の対象とすることができます。）

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害

② 風土病による身体の障害

③ 職業性疾病（注6）による身体の傷害 等

(3) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

① 被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害

② 被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害

ア. 法令に定められた運転資格（注7）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 酒気を帯びた状態（注8）で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

③ 被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 等

(4) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対して被保険者が災害補償金の支払責任を負担することによって被る損害については、保険金を支払いません。

（注1） 身体の障害：これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。

（注2） 保険契約者もしくは被保険者：保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 暴動：群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4） 核燃料物質：使用済燃料を含みます。

（注5） 核燃料物質によって汚染された物：原子核分裂生成物を含みます。

（注6） 職業性疾病：労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（例） 粉じんによる「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

（注7） 法令に定められた運転資格：運転する地における法令によるものをいいます。

（注8） 酒気を帯びた状態：道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。

＜追加補償＞ 使用者賠償責任補償（使用者賠償責任条項）

政府労災保険等の対象となる被用者の労働災害について、被保険者が被災した被用者もしくは遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金

(1) 被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

- ① 死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度により給付されるべき金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。
- ② 法律上の損害賠償責任による慰謝料をお支払いします。政府労災保険では慰謝料は給付の対象となっておりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。

(2) 賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ① 保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（注）
- ② 保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ③ 保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- ④ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した費用または有益な費用

（注）被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用、弁護士報酬を含みます。

* なお、被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害（注1）については、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（注2）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2) 次のいずれかに該当する身体の障害については保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病（注6）による身体の傷害
- 等

(3) 次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
- ② 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

(4) 労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。

(5) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金を支払いません。

（注1） 身体の障害：これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。

（注2） 保険契約者もしくは被保険者：保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3） 暴動：群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4） 核燃料物質：使用済燃料を含みます。

（注5） 核燃料物質によって汚染された物：原子核分裂生成物を含みます。

（注6） 職業性疾病：労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。

（例） 粉じんによる「じん肺」・著しい騒音による「耳の疾患」・タイピスト等の「手指のけいれん」・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」・アスベストによる「中皮腫」

労災上乗せ保険の事故例

■ 労災上乗せ補償

- 介護施設において、利用者へ食事を提供するために料理していた所、指を切断してしまった。
約1年間の休業を余儀なくされ、政府労災保険等にて後遺障害を認定された。
- 施設内で利用者を持ち上げたところ、足が滑り転倒した。後頭部を強打し後遺障害と政府労災保険等の認定を受けた。
- 職場への通勤途上で車にはねられて死亡した。
(通勤災害補償特約がセットされておりますので補償の対象とすることができます。)

■ 使用者賠償責任補償

- 介護施設において、ベッドから転倒した利用者を単独で抱え上げようとしたが、利用者を安全に移乗させる方法等を施設から指導・教育されていなかったため、介護ヘルパーがRSD（反射性交感神経性ジストロフィー）等の傷害を被り施設側の賠償責任が問われた。
- 職員が連日、肉体的・心理的に負荷の高い長時間労働等をしたことによってうつ病を罹患し、長期休業に至ったため、使用者としての賠償責任が問われた。
- 職員が脳出血を起こし倒れ、過重労働だったとして会社側の安全配慮義務違反が問われた。

天災危険補償のご加入のおすすめ

今般ご案内する「労災上乗せ保険」では、Bプラン、BCプランにおいて天災危険補償をご案内しています。

政府労災保険等では、「地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって被災された場合には、政府労災保険等による給付が受けられる」と案内されていますが、労災上乗せ保険でAプラン・ACプランにご加入であった場合は、たとえ政府労災保険等での認定・給付が受けられていたとしても、天災に起因する事故については、保険金のお支払いができません。天災危険補償のセット（Bプラン・BCプラン）へのご加入をおすすめします。

	天災事故	天災以外の事故
Aプラン ACプラン	×	○
Bプラン BCプラン	○ ※	○
政府労災保険等	○	○

※ Bプラン、BCプランの場合でも使用者賠償責任補償においては、天災危険は補償の対象にはなりません。

【政府労災保険についてのQ & A】

厚生労働省HPより抜粋

Q. 工作中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか？

A. 工作中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q. 地震にあつて、会社のある地域に避難指示がでたので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか？

A. 工作中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。したがって、津波に限らず、避難行為中にケガをされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は東京都社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。
- ご加入できる方は東京都社会福祉協議会の会員施設・事業所に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただきます。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険（幹事会社）	引受割合 76.0%
東京海上日動火災保険	引受割合 18.0%
損害保険ジャパン日本興亜	引受割合 6.0%

事故が起こった場合の手続

- 災害発生時の引受保険会社へのご連絡等
災害が発生した場合は災害の拡大を防止または軽減する処置等を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

<お問い合わせ先>

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1番地1
TEL：03-3268-7232 FAX：03-3268-2148

<取扱代理店>

有限会社 東京福祉企画（東京都社会福祉協議会指定代理店）
〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1丁目2 研究社英語センタービル3F
TEL：03-3268-0910 FAX：03-3268-8832

<引受幹事保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 公務部東京公務室
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-7593 FAX：03-3259-7581